

正会員各位

代議員選挙告示

令和4（2022）年10月1日

一般社団法人日本精神科看護協会
代議員選挙管理委員会
委員長 南方 英夫



一般社団法人日本精神科看護協会定款第12条（代議員制）および代議員選出規程（以下「選出規程」）に基づき、下記のとおり代議員の選出を行います。

(1) 代議員の総定数および各選挙区の都道府県ごとの定数 146名

() 内は定数

北海道（5）、青森県（1）、岩手県（4）、秋田県（2）、山形県（5）、宮城県（2）、福島県（2）、茨城県（3）、栃木県（2）、群馬県（3）、埼玉県（2）、千葉県（5）、東京都（5）、神奈川県（5）、新潟県（3）、長野県（1）、山梨県（2）、富山県（1）、石川県（2）、岐阜県（4）、静岡県（2）、愛知県（4）、三重県（2）、滋賀県（1）、京都府（2）、大阪府（10）、兵庫県（7）、奈良県（2）、和歌山県（2）、福井県（1）、鳥取県（3）、島根県（3）、岡山県（5）、広島県（9）、山口県（4）、徳島県（2）、香川県（1）、愛媛県（5）、高知県（2）、福岡県（3）、佐賀県（3）、長崎県（1）、熊本県（5）、大分県（1）、宮崎県（2）、鹿児島県（2）、沖縄県（3）

(2) 代議員の任期 2年間

令和5（2023）年4月1日から令和7（2025）年3月31日

(3) 代議員立候補の受付期間

令和4（2022）年10月1日（土）から令和4（2022）年11月30日（水）まで

(4) 投票日と開票日

代議員立候補の受付期間に定数を超える立候補者数となった場合、支部で投票による選挙を行う。その場合の選挙告示を令和4（2022）年12月15日（木）までに行う。

投票日を支部での選挙告示日より令和5（2023）年1月10日（火）まで受付をし、開票日を令和5（2023）年1月11日（水）以降 令和5（2023）年1月20日（金）までに行う。告示の方法は、日精看ニュースおよび日精看オンラインで行う。

(5) その他の必要な事項

代議員選挙の選挙権は、代議員選挙の告示に示す告示日において本協会正会員でなければ行使することができない。また、選挙区に登録されている都道府県支部において選挙権を有する。

代議員選挙の告示日において、本協会の会員管理システムに登録されている正会員は、代議員選挙に立候補することができる。立候補者は、会員2名の推薦を得て、代議員立候補の受付期間内に所定の「代議員選挙立候補届出書」を代議員選挙管理委員長(*1)に届けなければならない。立候補できる地区は公示日において会員管理システムに登録している所属都道府県とする。(*1 届出先は下記「お問い合わせ先」と同じ)

(6) お問い合わせ先

一般社団法人日本精神科看護協会 代議員選挙管理委員会委員長
東京都港区港南二丁目 12 番 33 号 品川キャナルビル7F
TEL : 03-5796-7033 FAX : 03-5796-7034
info@jpna.or.jp

様式 1

代議員選挙立候補届出書

年 月 日

一般社団法人日本精神科看護協会
 代議員選挙管理委員会委員長 殿
 支部選挙管理委員 殿

私は、日本精神科看護協会の次期代議員選挙候補として立候補します。

会員番号	氏 名	生年月日
支部施設	都道府県	
勤務先住所		
電話番号	e-mail	
経 歴		

*別添：本人承諾書

私は、上記の者を日本精神科看護協会の次期代議員選挙候補者として推薦します。

会員番号	氏 名	勤務先施設		
	電話番号		e-mail	
会員番号	氏 名	勤務先施設		
	電話番号		e-mail	

注意 1) 立候補者および推薦者は、いずれも正会員である必要があります。

注意 2) 同一推薦者が、支部別の代議員定数を超えた数の候補者を推薦することはできません。